宿泊税に関するお知らせ



島根県松江市 財政部・観光部 🕥



宿泊税の概要



宿泊税は、松江市が「国際文化観光都市」として、より魅力的で持続可能な 観光地づくりのために活用していきます。

項目	内容
課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	宿泊者
税率	1人1泊あたり200円
免 税 点	1人1泊あたり5,000円未満(素泊まり・税抜き)の宿泊は、課税しません。
課税免除	修学旅行等の参加者(引率者を含む)の宿泊には課税しません。 ・修学旅行等:学習指導要領等に規定の学校行事(修学旅行・集団宿泊活動等) ・参加者:学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の 児童・生徒・ 学生・引率者
課税開始	令和7年12月1日 ※令和7年11月30日から12月1日にかけて行われる宿泊は課税対象外です。 ※課税開始日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

※「入湯税」の課税免除について(R7.12.1以降) 「宿泊税」と同様に、修学旅行等の参加者(引率者を含む)の入湯行為には課税しません。



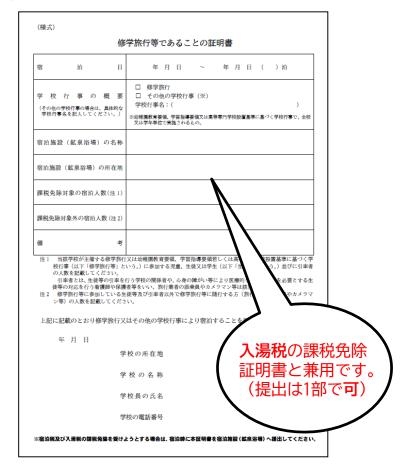
課税免除について、学校が主催する学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の学校行事が対象となります。 担当者様に以下の注意点をお伝えください。

♪ 学校長等が証明書を作成し、宿泊施設に提出する必要があります。

証明書の提出がないと
課税免除となりません。



・ 部活動やクラブ活動の大会や合宿は対象となりません。



※証明書の様式は、松江市のHPに掲載しています。

ご協力をお願いしたいこと



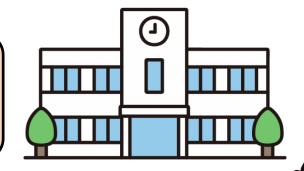
課税免除の対象となる行事、対象とならない行事は以下のとおりです。

対象となる行事

幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づき実施 する教育課程内の学校行事で全校又は学年単位で実施されるもの :修学旅行、宿泊研修、林間学校、社会科見学等

対象とならない行事

部活動やクラブ活動の大会(高校総体や総合文化祭等)、合宿等





課税免除の対象となる学校行事のうち、対象となる人、対象とならない人は以下のとおりです。

対象となる人

次の学校に通う児童、生徒

:幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、高等専門学校

児童、生徒の引率者

:生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障害等により介助を必要 とする生徒等の介助をする看護師や保護者等

対象とならない人

旅行業者の添乗員やカメラマン等





※宿泊当日までに必ず証明書のご提出が必要です。

あなたの宿泊税が 松江の未来につながります。

Your accommodation tax will lead to the future of Matsue. 숙박세가 마쓰에의 미래로 이어집니다.

您的住宿税将决定松江的未来。 您的住宿稅將決定松江的未來。



松江市に宿泊されるみなさまへ

To everyone staying in Matsue City

宿泊税

Accommodation Tax MATSUE City

1人1泊あたり Per person per night 200 yen

5年後も10年後も また行きたくなる街で あるために

For a Matsue city that people want to visit again in 5 or 10 years time.

行き先は、 未来の松江

Destination: The Future of Matsue

しくみについて 使いみちについて 市民税課諸税係 観光振興課観光戦略係

0

☎0852−55−5154

20852-55-5044

⊠ shiminzei@city.matsue.lg.jp

⊠ kankou@city.matsue.lg.jp



